

名古屋支部

法令講習会

名古屋支部（清水善実支部長）は2月28日（金）午後2時30分からウインクあいち（愛知県労働センター）9階903号室（名古屋市中村区）にて、会員27名の参加のもと「産業廃棄物処理業における働き方改革及び電子契約書等について」と題し、講習会が開催されました。

講習会は、役員の近藤総一郎氏が進行を担当し、副支部長の山本英之氏の開会の辞で始まりました。

開会の挨拶で、清水支部長は、「働き方改革関連法が2019年4月から施行されており、既に中小企業が対象となっている事項もあるので、ご自分の会社が法令違反とならないよう、しっかり対応を取って頂くこと、また、ITが社会をにぎわしている昨今、電子契約について勉強をしていただき、電子化の流れに乗り遅れないよう知識を身に付けて頂くよう企画させていただきました。」と講習会への思いを話されました。

講習会は、GOALグループの行政書士法人GOAL代表の石下貴大氏、weee（株）代表の宗大介氏、社会保険労務士法人GOAL代表の久保田慎平氏の三人の方を講師としてお招きしました。



講演をする行政書士法人GOAL代表石下氏 講演をするweee（株）代表の宗氏 講演をする社会保険労務士法人GOAL代表久保田氏

「産業廃棄物業界における電子契約について～電子契約の仕組みと業界動向～」と題して、まず、石下貴大氏からweee（株）は、産業廃棄物業界の電子契約に特化し、インターネットを活用したITサービスを提

供していると紹介がありました。

電子契約は、電子文書をインターネット上のサービスで交換して承認・署名することで契約を締結し、企業のサーバーや外部のデータセンターなどに電子データを保管するITを利用した契約方法で、電子契約の利点は、契約を締結する際の印紙税コスト、郵送・交通費コスト、保存コスト、印刷コスト、用紙コスト、人件費・時間コストが削減できると説明がありました。

また、宗氏からはweee（株）取引先への説明も含め、運用時の電子署名、電子証明書、タイムスタンプの期限の管理など、管理運用面のサポートが充実しているのが特徴であるとのことで、資料を用いた電子契約のデモンストレーションでタイムスタンプについて丁寧な説明がありました。

また、電子契約を始めるには①小さく始める。②早く始める。③簡単な契約から始める。の三つがポイントで、月1万円もかからない費用で電子契約を試験運用することが可能であり、電子契約自体に敷居が高いと感じている方も是非相談していただきたいと導入へのお誘いがありました。

引き続き、「働き方改革と職場の安全・衛生管理」と題して久保田氏からは、働き方改革関連法は、労働基準法制定以来約70年ぶりの大改革であり、2019年4月からは、年5日の年次有給休暇の確実義務が課せられており、また、2020年4月からは、中小企業に対して時間外労働の上限規制の強化が図られており、上限規制への対応として、①法定休日（原則週1日）を必ず確保する、②月間の法定外労働時間を80時間以内に収める、③勤怠管理システムの導入、が実務的な対応であると説明があり、時間外労働を命じる為の36協定が4月から新様式になると紹介があり、法律違反とならないよう注意喚起がありました。

最後に清水支部長から3名の講師へのお礼の言葉があり講習会は終了しました。